

# 一般社団法人東京外語会定款

## 第1章 総則

第1条 当法人は、一般社団法人東京外語会という。

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区におく。

第3条 当法人は、理事会の決議を経て必要の地に支部をおくことができる。

## 第2章 目的および事業

第4条 当法人は、社員相互の親睦および社員間の知識の交換・普及を図り、併せて東京外国語大学の目的および使命の達成に協力し、わが国の社会文化の発展ならびに国際交流の推進に寄与することを目的とする。

第5条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) 東京外国語大学卒業生名簿の維持および管理
- (3) 公開講座、講演会、懇親会その他の集会の開催および後援
- (4) 会館の取得およびその維持、運営
- (5) 東京外国語大学における教育研究活動の後援
- (6) 前各号のほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 社員

第6条 当法人は、正社員および客員社員をもってその社員とする。

第7条 正社員となり得るものは、東京外国語大学、大学院研究科課程、附属学校およびその前身関係諸学校のいずれかを卒業ないし修了し、またはこれらに在学した者とする。

第8条 有限責任中間法人東京外語会に属する正会員は、当法人成立の日をもって当法人の正社員となる。

2. 当法人設立後に正社員になろうとする者は、入会申込手続きをし、理事会の承認を得なければならない。

3. 客員社員は、第7条の資格を有さない東京外国語大学在職中の教職員で、東京外国語大学の申出に基づき理事会の承認を得た者とする。

第9条 正社員は、別途規則をもって定める会費を納付する。

第10条 社員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 客員社員の離任
- (3) 成年後見開始又は保佐開始の審判
- (4) 死亡、失踪宣言
- (5) 会費の支払いの3年以上の過怠
- (6) 除名

第 11 条 社員が、次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によりこれを除名し、または理事会の決議により社員としての便宜供与を停止することができる。

- (1) 定款または社員総会の決議に違反した者
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または秩序を乱した者

#### 第 4 章 役員および評議員

第 12 条 当法人に次の役員および評議員をおく。

理事 15 名以上 30 名以内

監事 若干名

評議員 150 名以内

2. 理事のうち 1 名を理事長とし若干名を副理事長とする。

第 13 条 理事および監事は、評議員会において推薦し、社員総会において選任する。

2. 監事は理事を兼任することはできない。
3. 理事長および副理事長は、理事会において理事の互選により選任する。
4. 評議員は、社員総会において社員の中から選任する。

第 14 条 理事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。但し、連続 3 期を限度とする。

2. 監事の任期は就任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続 2 期を限度とする。
3. 評議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。但し連続 3 期を限度とする。

第 15 条 理事長は当法人を代表し、会務を総括し、規則に従って社員総会ならびに理事会を招集し、その議長となる。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは欠員のときは、理事長があらかじめ指定した順序にしたがってその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を組織し、本定款および規則に定める事項を行う。
4. 監事は当法人の会計および業務を監査する。監事は理事会に出席し意見を述べることができる。
5. 評議員は評議員会を組織し、本定款および規則の定める事項を行う。

第 16 条 理事会は、原則として毎月 1 回理事長が召集し、当法人の業務遂行につき決議する。

2. 次の事項は理事会に付議しなければならない。
  - (1) 社員総会に提出する議案
  - (2) 会務に関する重要な事項
  - (3) 資産管理に関する事項
  - (4) 事務局に関する事項
  - (5) その他理事長が必要と認める事項

第 17 条 当法人に事務局をおく。

## 第5章 社員総会

第18条 当法人の社員総会は定時総会と臨時総会の2種類とする。

2. 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3カ月以内に理事長が招集する。

3. 臨時総会は、理事長または監事2名が必要と認めたときおよび正社員50名以上の請求があるときは、いつでも招集することができる。

第19条 社員総会の招集は、当該社員総会の10日前までに日時場所、および議案を社員に通知することをもって行う。

2. 前項の通知は、当法人の会報に掲載することによりこれに代えることができる。

第20条 次の事項は、社員総会に提出してその承認を得なければならない。

- (1) 前年度の事業報告書
- (2) 前年度の貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案
- (5) 当該年度の事業計画
- (6) 当該年度の収支予算
- (7) その他理事長が必要と認める事項

第21条 社員総会の決議は50名以上の正社員が自らまたは代理人により出席し、出席した正社員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。

## 第6章 基金、資産および会計

第22条 当法人の基金の総額は金2億5,000万円とする。

2. 基金は、当法人が解散するときまで返還しない。

3. 定時社員総会において基金の返還について決議した後の基金の返還に関する具体的事項については理事会が決定する。

第23条 当法人成立の日に有限責任中間法人東京外語会に属する権利義務の一切は当法人が継承する。

第24条 当法人の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 公告の方法

第25条 当法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示してする。

## 付則

第26条 本定款は、当法人の成立の日から施行する。

第27条 本定款施行についての細則は、理事会の決議に基づき別に定める。